

類 林 研 究

西 田 龍 雄

1

私家類書の一つ唐の于立政編『類林』十巻が西夏語に翻訳されていたことは、近年よく知られるようになった⁽¹⁾。もとの『類林』は、金代に増訂され『増広分門類林雜説』（王朋寿編1189）となったものの、原本『類林』は亡佚し、のち敦煌石室の遺書としてその残巻が世に出るまで、その存在は全く忘れさられていた。現在ではバリの国民図書館所蔵の残巻、サンクト・ペテルブルグ東方学研究所所蔵本をはじめ、日本の真福寺蔵『瑠玉集』残巻、高山寺蔵無名類書残巻などに見られる『類林』からの引用を通じた研究が盛んになったが⁽²⁾、その中で、西夏訳『類林』がもっとも原本に近い内容を伝えていることは間違いないとされている。

西夏文『類林』は、今世紀はじめロシアのコズロフ探検隊がハラホトで発掘した大量の西夏文資料の中から発見された⁽³⁾。西夏版本の特徴である蝴蝶装をとり、半版7行、一行15字～17字詰、版心の上部に類林とある。巻三、四、七の最後に乾祐辛丑十二年六月とあり、巻四にはさらに刻字司印と彫られている（巻七では乾祐辛丑と十の上部が僅かに残るのみで以下は破損している）。何故か著者は70頁と105頁で「辛丑」を「癸丑」に誤って訳しているが、西夏文『類林』が1181年に刻字司において彫版刊行されたことは確かである。

残存する部分をやや詳しく述べると、全十巻の中、巻一は全く残らず、巻二は上端を2字乃至3字分失った20葉一枚があり、巻五は13葉から24葉まで（漢文辯捷篇と方術篇にあたる）があり、巻九は巻初から25葉まで、巻七は4葉から15葉までがそれぞれ残っている。そして巻三、四、六の各巻はほぼ完全な形で残存するから、現存する西夏文資料の中でも、大部の分量を誇るすばらしい資料と言える。

2

1932年に西夏研究にとって記念すべき、いわゆる『西夏文專号』が北平

図書館刊4巻3号として刊行された。その中に、ネフスキーは『類林』から2つの説話「董仲舒の話」（巻六『搜神記』から）と「管仲の話」（巻四『韓非子』より）を紹介した（pp.245-246）。テキスト本文の抜書きと右わきに漢字による逐字訳をつけたもので解説はない。ネフスキーの筆跡ではなく、羅福成が清書したものらしい。

同じ『西夏文專号』に（p.367-）ネフスキーが守和先生に送った目録「蘇俄研究院亞州博物館藏西夏文書籍目録二則」が掲載され、その中に（p.371）**竊政** 譯為類林，十卷本（博物館缺両卷），類書由漢語譯成（刊本）と記されている。2巻が欠けるとあるのはおそらく巻一と巻二が無いと見たからと思える。同書387頁の目録では、『類林』を一応「漢籍の訳本の部」に入れてはいるものの（？）を付けている。当時はまだ敦煌本『類林』の残巻は知られておらず、漢文『類林』の存在が確認されていなかったためである。

1970年代になって、川口久雄教授をはじめ、中国文学・日本文学の専門家によってこの説話集は注目されるようになり⁽⁴⁾、1983年にソビエトの西夏学者ケビン教授によって、『孫子』についてファクシミリをつけた西夏文『類林』の研究が公刊された⁽⁵⁾。

コズロフ収集の西夏文献の内容はほとんど判明していたが、重要なテキストについては、ソビエト国外の研究者にはその活用はむづかしく、ソビエト学者の研究の公刊を待つより外はなかった。そのような状況の中でケビン女史の『類林』研究の公刊は大きく歓迎され、西夏語研究者は喜んだが、今回その原文が中国語訳され、見易く扱い易い体裁になったことは、更に慶ばしい限りである。

ケビン教授のロシア語訳が全訳ではなかったのに対して今回は完訳であることも、その意義は大きい。

3

『類林』は各巻が数篇に細分され、その各篇は2、3の少ない説話からなるものから20を超える多くの説話を含むものまでまちまちである。西夏訳では、篇は一律に品と訳されるが⁽⁶⁾、篇名の中でとくに異った訳名のものをあげておく（本書で、訳文が原文と同じ場合、拙訳のみ括弧に入るので示す。なお数字は繰返してあげていない。）。

巻三行果篇十四→（行勇品），巻四權智篇十六→智謀品，断獄篇十七→判断品，四夷篇二十一→（四類品），巻五方術品二十四→幻法品，巻六貞潔篇二十八→志清品，異識篇三十一→見異品，烈女篇三十二→女志品，巻七感応篇三十四→靈顯品（靈現品），巻八豪富篇三十八→

貴富品（敬富品），貧窶篇三十九→（貧窮品），貪達篇四十→（貪敬品），攻書篇四十一→篤學品（書習品），卷九壯勇篇→勇健品（勇強品）

西夏訳では各説話の標準的な展開は、つぎの順によっている。(1)人名(××)，(2)字(又ノ名ヲ××ト謂フ)，(3)出身地(××國〜××地方の人なり)，(4)話の中味，(5)時代(××代の人なり)，(6)出典(××の中に説く)たとえば卷三志忠品十一の5番目にある朱雲の話は、つぎのように展開する。

「①朱雲，②又ノ名ハ子遊ト謂フ。③魯國ノ人ナリ。④子遊帝ノ處ニ語リテ謂フ。臣ニ勅シ劍ヲ与エテ，佞臣一人ヲ殺シニ往カ(シメクマエ)我ヲト謂フ。帝語リ誰カト謂フ。子遊語リテ張禹ナリト謂フ。帝好好ニ怒リ語リテ謂フ。師傅ヲ誅セント欲スルハ死罪ナリト……⑤漢武帝（成帝の誤り）ノ代ノ人ナリ。是ノ事ハ漢代文（『漢書』）中ニ説ク」

もちろん②または③を欠くもの，⑤⑥を欠く場合も少なくない。

4

このような『類林』のテキスト研究の中心課題の一つは西夏文字で書かれた固有名（人名・地名）の同定にある。ケピンは種々の資料を駆使して固有名を決定し，その上いくつかの誤も正した。卷三15/1 楊修は孫登であり，卷四19/6 荀晞は荀晞であり，21/3 扶桑は扶南であるべきだとした。これらの認定は大きい貢献であり，本書の著者もケピンは『類林』研究の基礎を築いたとして，その研究を高く評価しながらなお見落があったと言いい，つぎの誤りを指摘している。

卷三忠諫品12/8の晏嬰を尹綽に誤る。聖明品13/1の王祥を王修に，卷四智謀品16/8鄧哀王を登公王に，判断品17/5苻融を苻雄に，臣浄品18/13鄧攸を滕修に，18/18裴潜を裴秀に，智聰品20/1張安世を張安石にそれぞれ誤っていると言う。この指摘も確かに西夏文『類林』研究を一步前進させた。

固有名は当時の漢語音を当時の西夏語の音組織に基いて音写したものであるから，重要な資料に違いはないが，前後一貫した規則性をもたないように思える⁷⁾。たとえば漢語の-iaŋは西夏語の平声56韻/上声49韻/-ŷonによって音写される場合が圧倒的に多いけれども，時には平声48韻/-of/あるいは上声44韻/-ŷof/によっても音写されている。他方，平声56韻/上声49韻は漢語の-ŷuŋ，-ŷwŋの音写にも使われているのである。

平声56韻：楊 陽 鶯，向，尚 商 張 長 /-ŷaŋ/

宮 戊 /-ŷuŋ/ 龍，恭，龔，鞏 宮 /-ŷwŋ

上声49韻：羊 良 涼 梁，亮，羌 /-ŷaŋ/

仲 /-ŷuŋ/ 共 /-ŷʷoŋ/

平声48韻：長，昌 /-ŷaŋ/ 上声44韻 相，祥，襄 /-ŷaŋ/

批評と紹介
西田

これらの対応関係はいずれ詳しく検討する必要があるけれども、西夏語の体系的な再構成には、各文字の所属韻と反切がその決定権をもつ現在の段階では、この対音関係はさほど有力な根拠にはならない。あくまで二次的資料にすぎない。したがって著者が20頁以降でこの対音関係の価値を強調するのもあたらないし、その具体例7つも、所属韻も反切も不明の最後の一例を除くと、いずれも筆者はその条件に合った再構成をすでに提出している。

1. 𪛗 (齒頭音類独字) 浚，遵などの無気音にあたるから ts-であると言う (平声16韻小韻21に属する)。筆者は tsɿən₂としている (拙論「五音切韻」(中) p.47)。

2. 𪛘 (正齒音類独字) 夫差の差にあたるから出気音であると言う (上声36韻小韻30)。筆者は tʃhen としている (拙論「五音切韻」(下) p.25)。

3. 𪛙 (舌頭音類178小類) 趙盾の盾にあたるから出気音であると言う (平声84韻小韻12)。筆者は thur としている (拙論「五音切韻」(下) p.151)。

4. 𪛚 (牙音類小類151) 虢にあたるから-iを主母音とすべきではないと言う (平声41韻小韻8) (誤って平声42韻としている)。筆者は kʷen を推定する (拙論「五音切韻」(下) p.25)。

5. 𪛛 (牙音類小類132) 會稽の會にあたり合口韻であると言う (平声33韻小韻19)。筆者は kʷɛ'蹄' を推定する (拙論「五音切韻」(中) p.96)。

6. 𪛜 (喉音類独字) 歇，獻にあたり介音 i をもつ細音と言う (上声17韻小韻12)。この文字は『同音』の注にあるように、𪛝 と 𪛞 の合成字であるから、xiŋ-ʔyaŋ=xɿaŋ を推定できる。

7. 𪛟 (牙音類小類177) 隗，噲，劓にあたるから kui を推定できると言う。しかし、この文字は所属韻も反切も不明であるから、信頼できる再構成はむづかしい。

本書は『類林』旧本の復原という試をしているが、それについては専門家の批評をあおぐことにして、以下筆者は、専ら西夏語研究の観点から問題を指摘したい。

まず第一にこの西夏訳文は、各種の仏典の翻訳や中国古典『論語』『孟子』『孫子』などの訳文とは異って、いわば説話体と呼べるような文章で書かれている。その特徴の第一は、上掲例からでもわかるように、文末に 𐽄 ?yi(上28)「……と謂う」が煩わしい程頻用される点にある。そして動詞は語幹に 𐽄 wi(平10)「……する」をつける強調形が多く使われ、方向指示(完了態)と祈求相の接頭辞も多用される。それらの形態がより口語体に近かったのかも知れない。そしてまた『孫子』に見られる 𐽄 ?yir(平86)と 𐽄 ?yir(上77)「問う」の二形式の使い分けは、この『類林』では平声の形式しか現われない。この事実は、『類林』よりも『孫子』の方がより早い時代に訳されたのであろうと考え得る根拠になると思える⁽⁸⁾。

6

さて本書の主要部分は、上段に原本のファクシミリ縮小コピーが掲載され(p.59は裏焼)、その下段に該当する西夏文のほとんど逐字訳がたて組みされている。文法助詞はくゝの形で示される。そのあとに『類林』残本の漢文が付記されるが、西夏文の通釈はない。

筆者はその逐字訳をみて2つの点が気になった。いずれも筆者がずっと以前に提出した疑問であるが、共に西夏文テキスト研究にとって極めて重要な問題と考えられるため、ここで少し遠慮なしに述べさせていだきたい。その第一は、西夏字一字一字に漢字を振り当てるのは簡便な手順ではあるが、果してそれで原文を読めたことになるのだろうかという1950年代にいただいた疑問である。当時筆者は居庸関刻文と感應塔碑文を読んでいて痛感した事柄である⁽⁹⁾。たとえば 𐽄 に「等」をあてるのは簡便ではあるが、それが「等しい」の意味なのかそれとも「複数あるいは et cetera」の意味なのかははっきりしない。この種の困惑は、本書においても各処に見られるのである。もしこの方法をとるとすれば、予めいくつかの約束を定めておく必要があるように思える。

まず一つの例を出してその訳文を見てみよう。

卷四臣浄品十八〔清吏篇〕20

[逐字訳]……褚瑤船上竹一①枝くゝ②抜くゝ③賜日東南方④事好者
唯此竹箭是剛中⑤節有⑥歳寒⑦莫⑧晓謂……

訓読点を加えることもなしに漢字を並べているが、全体の文意がよく伝わっているとは考えられない。筆者が番号を与えた若干の西夏字の意味を、述べておく。

(1) 𐽄 (2) 𐽄 (3) 𐽄 (4) 𐽄 (5) 𐽄 (6) 𐽄 (7) 𐽄 (8) 𐽄

(1) mbǝ̄(上53) 類別詞として使われ、『六韜』では「大柯斧二百枚」の枚にあたる。本来、枚の借用語であるかも知れない。(2) R? 「抜き出す、取り出す」, (3) khǝ̄n₂(平56) 「与える」, (4) ʔwar(上73) 「財、物」、事は *ɬnq*(上56) で偏が異なる。(5) kǝ̄r(上70) 「志」、*tsǝ̄r*(平87) 「節」ではない。(6) kǝ̄w(平45) 「年」、「歳」は *šwi*(平10) (漢語)。(7) mi(平30) 「否定詞」 「未だ…せず」, (8) wi(上60) 「さとの、知る」

〔拙訳〕 「……楮瑤ハ舟上ニテ竹一枝ヲ取出シ、与エテ語レリ。東南方ノ善財ハ唯ダ是ノ竹箭(アル)ノミナリ。剛中ニ志有リテ寒キ年ヲ未ダ知ラズト謂フ……」
西夏文を漢字に替えて正確に訳すには、もっと工夫がいるのではないか。

この書物で *𐽳* にはいつも「重」をあてている。漢字からはそれが「重い」なのか「かさねる」なのか判断できない。この文字は漢語「亦」からの借用形 *?i* (上60) を書いているから、「亦」に替えるの最適であろう。少なくとも重いの意味にとることはあり得ない。一方「重い」には *𐽳* と *𐽳* がある。前者は重₁、後者は重₂に換えると約束しておくといよい。臣浄品十八の21の話では (p.90) *𐽳𐽳* を「重宝」と訳しているがおそらく「重実」の誤植であろう。本書には意味の取違えのほか、単純な誤植が多く見られる。

7

筆者が第二に取上げたい問題は、漢文からの訳において最も重要な事柄であって、原文をどのように翻訳しているかにある。つまり、個々の西夏文字が表現する原意を忠実に把握し示すべきであるということである⁽¹⁰⁾。助詞の原意の表現もその一つである。臣浄品十八の10番目の説話にある *𐽳𐽳𐽳𐽳* :

〔著者訳〕 「… (此水飲時)、心 < > 浄亦貪為謂」
のように訳しただけでは、下線をつけた部分 *ndefi* (上33)-*se* (平33) の祈求相の意味がよく表現されていない。

〔拙訳〕 「心ヲ清カラント望ム (者モ) 亦ヲ貪ト為ルベシト謂フ」。

つづけて若干の例をあげてみたい。

卷三聖明品十三、はじめの鮑山の話の訳の中に「欲」の字が2回出てくる。

〔著者訳〕 「……病房変南陽地方至往……山影蔭涼尋伐母坐令欲 < > 母老因 < > 莫揺動欲因筐中坐令自負以行……」

はじめの欲は *𐽳* に、あとの欲は *𐽳* 「願う、望」にそれぞれあてたものである⁽¹¹⁾。

[拙訳] 「……家ヲ移シ南陽地方ニ至リ往ク……山影、陰涼ノ(地)ヲ搜シ
求テ母ヲ坐ラ使メント欲ス。老イタル故ニ動揺スルコト望マヌニ因リ、籠中ニ坐ラ使
メ自ラ負イテ行キタリ」

あとの欲には「望」をあてる方がよい。卷三隱逸品にある8番目の辛益
の話に「国土不受」と訳するところの「受」はこの「望」の字であるか
ら、「国土ヲ望マヌ」が原義である。本書でしばしば使われている欲にもう
一つある。たとえば忠諫品十二の14王猛の話の中にある。

[著者訳] ……疾病遇く〈〉重死欲時…

この欲は 礙 にあたる。

[拙訳] 「……疾病ニ罹リテ重ク將ニ死ナントスル時……」

死を欲する時ではなく、これは未来時称の指標であるから「將」をあて
る方が適切であろう。

智聰品二十の9番目にある黄琬の話に、

[著者訳] 「爾時黄琬年六歳為往繞住」

とあるが、このままではよく意味がとれない。この「年」は 𩇮 にあた
るから「歳」とすべきであり、あとの「歳」は「年」である。「往繞」
と訳しているのは、西夏語 𩇮𩇯 mbeŋ (上33)~riŋ (上68) で、従来その
意味は正しく把握されていなかつたが、『金光明經懺悔滅罪伝』や『黃石
公三略』『貞観政要』などにも使われていて、たとえば「癸、父王の側に
在り」(三略)の側(かたわら)がこの2字で訳されている。「そば、かた
わら」の意味である。

[拙訳] 「其ノ時、黄琬、歳六年ト為リ、旁ニ在リ」

mbeŋ (上) -riŋ (上) の類義語に 𩇮𩇯 paŋ (平20) -piu (上2) があ
って、「太公自ラノ茅舎ノ 𩇮𩇯 (わき)ニテ釣針ヲ垂ヌ」(上略)のように
「わき、側(がわ)」を意味した。筆者は、この両語はビルマ文語とつぎの
ような関係にあると、見ている。

西夏語 mbeŋ (上) -riŋ (上) ビルマ文語 bei²<biy² 「そば、かたわら」
paŋ (平) -piu (上) -bak 「がわ、わき」たとえば
右側、左脇

なおriŋ(上68) は 𩇮 -riŋ(上68) と同一の形態素であると考え得る。

四類品(四夷篇)二十一の11話、大秦国の話は初めから終りまであげて
みよう。

[著者訳] 「大秦国西海之西方處在家舎室屋為時珊瑚以上檀椽等为琉
璃以牆为水珠以柱为彼国中金銀明珠多有不純復夜明壁及犀角火流布等
有道路大海與近水池く〈〉飲処無く〈〉沸時食鹽為」

金、銀、珊瑚、琉璃や檀、椽、柱は『掌中珠』や『雑字』にある。水

珠、明珠、夜明壁は何を指すのかよくわからないが、宝石の一種であることは確かである。橋 mbi (平67) は漢語壁からの借用形である。犀にあたる $sefi$ (上33) は、水偏の $sefi$ (上33) が「亀」であるのに対して、皮偏をとっているからこの字は「海老」の意味と考えていた。『雑字』の野獣の項に $sefi$ が登録され、はじめの字は gir ? (上77) 「頑羊」、あとの字はどうやら「犀」であることが、この対応から判明する。 $sefi$ とあるからチベット語からの借用語かも知れない (WrT. *bse* '犀')。『孫子』の中で、この文字が「甲」の意味で使われるのは独角のかぶとを指したのか、原義は「犀」であると考えるべきか。火流布 (石棉の防火布) は、「 mun (平31) 火を zur (平84) 洗う $khafi$ (上14) 布」と訳されている。

最後の行で前後意味がよく通らないのは、「池」が誤訳だからである。この文字 $tsh'i$ (平10) は『文海』の解説からわかるように「塩からい(鹹)」とよむべきである。

拙訳では、

「大秦国ハ西海ノ西方ノ處ニ在リ。家城室屋ヲ造ル時、珊瑚ヲ以テ上樑・椽等ヲ造リ、瑠璃ヲ以テ牆ヲ造リ、水珠 (水昌) ヲ以テ柱ヲ造ル。彼ノ國中ニ金、銀、明珠多ク有リ、のみならず (不純)、復々夜明玉及ヒ犀角、火流布等有リ。道路ハ大海ト近(ケレドモ)塩水ヲ飲ム處ハ無シ。沸シテ食塩ヲ造ル」

となる。

8

確かに『類林』の内容は、これまで西夏語の未知の部分に多くの知識を与えてくれる。たとえば音写ではあるが「屈原」 $kh'i-?y'i'an$ や「汨羅」 $mi\tilde{f}-lo\tilde{f}$ を西夏字でどのように書いたかは、この『類林』からわかるし、吐谷渾 $thu-k'o\tilde{f}-x'an$ や「倭人」 $wi-ž\tilde{y}en$ や「匈奴」 ndi (上28) $-k'i'r$ (平92) も出てくるのだから、たまらない資料である。匈奴は何に対応するのか、『文海』の平声九十二韻の解説に「部姓匈奴」の意とあったが、これまでそれが「匈奴」とは認定できなかった。特別に字形を造ったことになる⁽¹²⁾。

以上述べたように本書はいわばケビンさんの研究の改訂版である。慎重に改めるべきところが多いように考えられるが、全体をこの形にまとめて公刊されるに至ったことは、西夏語研究にとっても、また『類林』研究にとっても、立派な貢献である。

A. 原本西夏文字に誤刻が若干ある。

誤刻 正

1 卷四 22σ 1行 $sefi$ → $sefi$ 塞ぐ、枷、

2	卷四	24σ	6～7行	籍祿	→	籍祿	記し得る
3	卷四	26σ	3行	籍祿	→	籍祿	問う
4	卷五	2(14)a		靴靴	→	靴靴	九霄
5	卷五	9(21)σ	4行	靴	→	靴	有る
6	卷六	8σ	4行	靴靴	→	靴靴	明日

B. 漢語訳文中の主な欠落（下線の部分が欠ける）

- 1 p.50 説話 -12, 6行6 「大臣等曰、聞く 恥不安馬谷中く 待靈公及大臣等」
- 2 p.76, 16, 8, 7 曹操
- 3 p.79, 17, 1, 1 漢宣帝
- 4 p.84, 18, 4, 2 農桑養
- 5 p.91, 19, 1, 4 家處載為
- 6 p.107, 23, 13, 7 蜀志記中説 etc

C. 主な誤訳

- 1 p.92, 19, 3, 2 不肯殺→不肯去,
- 2 p.128, 29, 6, 4 門く 満→門く 塞（以下省略）
（1993年 [実際の刊行は1995年], 寧夏人民出版社, 銀川）

註

- (1) 川口久雄「ソヴェートにおける敦煌資料——日本文学との関係」。
- (2) 川口久雄「敦煌本類林と我が国の文学」『日本中国学会報』22集, 「敦煌本類林系類書と日本文学」『金沢大学法文学部論集』。福田俊昭「類林考」「敦煌本類林残巻の研究」(其一～其四)『東洋研究』64 (1982年), 65 (1983年), 69 (1984年), 75 (1985年), 大東文化大学東洋研究所。
- (3) コズロフ探検隊については, 拙文「西夏語仏典について」『続シルクロードと仏教文化』(1980年, 東洋哲学研究所)を参照されたい。『西夏の写本と刊本』(モスコウ, 1963年)カタログでは, No. 11に登録されている。詳細については, К. Б. КЕПИНГ: Лес Категорий. Утраченная китайская Лэйшу в Тангутском Перевоае, Москва, 1983からわかる。
- (4) 上掲諸論文。
- (5) 上掲ケピンの書および『孫子』については, 本誌所載の拙評をみられたい。
- (6) 靴 teñ (平36) は仏典ではつねに「品」にあたる。チベット文語 deb 「冊子」と同源か。
- (7) ケピン上掲書 pp.106-138には, 音写字の対照表がある (要訂正)。

- 以下ここでは筆者の再構音を使う。拙論「西夏語韻図『五音切韻』の研究」(上・中・下)『京都大学文学部研究紀要』20~22(1981-83年)による。
- (8) コズロフ収集品にある乾祐十八年(1187)刊の『新刻雑字一卷』(Cat. No. 19, ИHB No.4151)の中の「諸司別用字ト混ジル」の項に **𐽄**「問_{エリ}(取問)」(職名?)がある。
- (9) 拙文「西夏小字刻文」村田治郎編著『居庸関』所収。京都大学工学部刊, 1957年。
- (10) 拙論「西夏語訳論語について」『吉川博士退休記念中国文学論集』所収。筑摩書房, 1968年。
- (11) 冠の異なる **𐽄** ^ʔwon (平54) は、漢語「望」からの借用形を書いたものと思える。
- (12) あるいは Tengri を音写した可能性も考えられる。これに対して、羌には専用の字形を造らなかった。常に **𐽄** khɿɿn₂ で音写している。